

「売却」という土地の有効活用

「土地を売却することも有効活用の一つです」と言うと、けげんな顔をされる土地所有者の方がおられます。

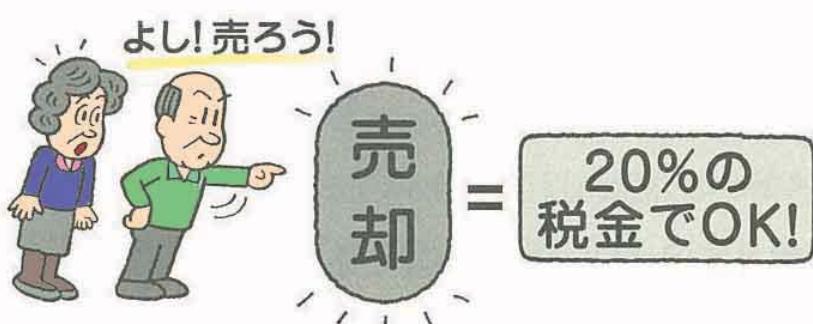
人生最後まで土地を持っていることにこだわると、相続税で40%もっていかれてしまう人が



今、売却すれば20%の税金ですむ



その差は20%も違う!



「売却」イコール「処分」というイメージが強いせいだと思います。人生の最後に来る相続税の率が40%だと分かっている地主さんがいたとします。この地主さんが所有にこだわり、使いもしない土地を最期まで所有した場合は、当然40%の相続税がかかります。

しかし、現在の税法では、通常の売却時にかかる譲渡税は20%（所得税15%と住民税5%）ですから、税金だけを比べれば20%も売却のほうがお得ということになります。当然、所有していれば課税される固定資産税も、売却てしまえば、その土地についての支払いはなくなります。

①1000坪の土地の1/3を売却したら…



②現金ができた。



③残った土地に建物を建てる。



④現金収入が入る。



売却すれば、所有する土地の面積は小さくなりますが、前頁のイラストにもあるように所有だけにこだわらず、人生の税金を考えながら最良の資産を残す、というのも一つの考え方ではないでしょうか。

未利用の土地1000坪にこだわるより、良質な土地500坪の保有にこだわったほうが、次の世代も喜ぶかもしれません。

売却代金で、所有する他の土地にアパートを建てたりすることも考えられます。94頁でも触れましたが、「借金して建てるアパート」が相続対策になるというのは、半分間違っています。現金でアパートを建てれば、相続税対策の効果は同じで、しかも収益力が高くなるというダブルメリットが勝ち取れます。

さらに、売却代金を使ってもっと良質な都会の土地を買い、収益力を高めるという方法もあります。都会の土地を買うわけですから、当然面積は小さになりますが、まさに高収益・高品質の資産への組み替えということになります。

もちろん、こうしたことを実現するには、できるだけ有利に売却することが前提になります。そのためには、ある程度土地の条件を整備し、周辺の地価や売買状況などの情報収集は欠かせません。譲渡に伴う仲介手数料や所得税・住民税などの諸費用もかかります。不動産に詳しい信頼できる専門家を選ぶことが大切になります。

**売却代金を使って、より高品質な
資産への組み替えを考えよう**

